

京 都 市

位置指定道路の手引  
(既存の道を位置指定道路にする場合の基準)

平成25年4月

京都市都市計画局建築指導部建築指導課 (道路担当)

TEL : 075-222-3620



京都市印刷物 第253024号

## 目 次

1	位置指定道路について（既存の道を位置指定道路にする場合）	1
2	拡幅予定型位置指定道路制度	3
	（1）対象	3
	（2）技術的基準	3
	（3）手続等	4
3	位置指定の基準等（指定の道を位置指定道路にする場合）	6
	（1）対象	6
	（2）幅員	6
	（3）延長・転回広場	6
	（4）すみ切り	7
	（5）構造	10
	（6）こう配・形状	11
	（7）分筆・地目変更	11
	（8）承諾・報告等	12
4	位置指定道路の申請（既存の道を指定する場合）	13
	（1）申請の手順	13
	（2）事前審査	14
	（3）申請書の提出	15
	（4）拡幅予定型位置指定道路に係る申出	18
	別紙	20

注 この手引において、「法」、「令」、「条例」、「規則」と記しているものは、それぞれ建築基準法、建築基準法施行令、京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例、京都市道路の位置の指定等に関する規則を指します。

## 1 位置指定道路について（既存の道を位置指定道路にする場合）

建築物の敷地は、法第42条に規定する道路に2メートル以上接していなければなりません。

土地に接する道が法第42条に規定する道路ではない場合、その道について、市長から位置の指定を受け、法上の道路とすることにより、建築物を建築することができるようになります。この道路が、法第42条第1項第5号の規定に基づく「位置指定道路」です。

本市では、既存の道を法上の道路とすることにより、沿道建築物の円滑な更新や適切な改修等を可能とし、安心して安全なまちづくりの推進を図るため、「京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例」において、新規に道を築造する場合とは異なる基準を定めています。

### 対象

建築基準法施行規則第9条による申請の際、現に存在している道のうち、適用時<sup>※1</sup>に現に建築物が立ち並んでいる<sup>※2</sup>幅員1.8メートル以上の道が対象となります。

※1 「適用時」とは、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第2条の施行日（平成11年5月1日）です。

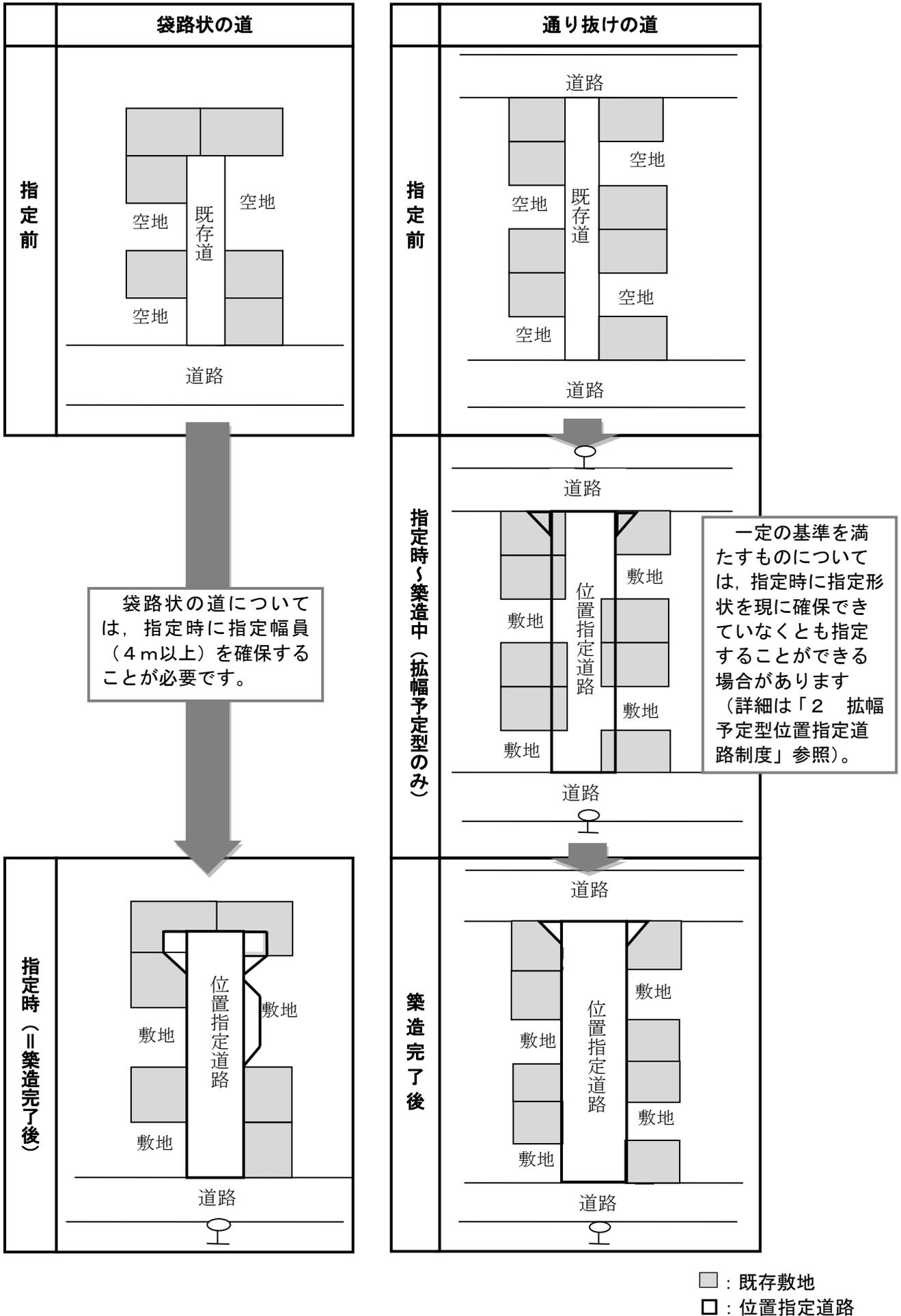
※2 「建築物が立ち並んでいる」とは、当該道のみによって、接道要件を満たす建築物の敷地が2つ以上存在する場合をいいます。

	通り抜けの道		袋路状の道	
	幅員1.8m以上4m未満	幅員4m以上	幅員1.8m以上4m未満	幅員4m以上
昭和25年に建築物が立ち並んでいる道	法第42条第2項道路	法第42条第1項第3号道路		法第42条第1項第3号道路
平成11年に建築物が立ち並んでいる道	対象 (現に存在している道のうち、適用時に現に建築物が立ち並んでいる道)			

### (注意)

本手引は、既存の道を位置指定道路にする場合の基準のうち、新規に道を築造する場合の基準と異なる部分のみを抜粋して記載しています。本手引の要件に当てはまらない場合や、本手引に記載の無い内容については、「位置指定道路の手引（新規に道を築造する場合の基準）」を御確認ください。

既存の道を道路位置指定する場合のイメージ図



■ : 既存敷地  
□ : 位置指定道路

## 2 拡幅予定型位置指定道路制度

適用時に建築物が立ち並んでいる道については、新規に道を築造する場合に定められた基準を満たすことが困難な場合があります。

「**拡幅予定型位置指定道路制度**」は、こういった道のうち、関係権利者の同意のもとで将来の道路形状を確定することができる道については、道路としての法的な位置付けを与えることにより、安心して安全なまちづくりの推進を図る制度です。

### (1) 対 象

建築基準法施行規則第9条による申請の際、現に存在している道のうち、適用時に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の通り抜けの道のうち、位置の指定時に道路の形状を確保できないと認められるものが対象となります。

なお、位置指定道路内に適用時以降に築造された建築物及び塀等がある場合は、原則として撤去を求めます。該当する建築物等が存在する場合は、事前に担当者に御相談ください。

### (2) 技術的基準

#### ア 幅員

指定幅員は4メートル以上とします。

ただし、建築物が存在するなど、指定幅員を指定時に確保することが困難であると認められる場合については、指定時に必ずしも指定道路形状の確保を必要としません。

現況の幅員が4メートル以上の場合は、指定幅員は原則として現況の幅員以上とします。

#### イ 排水施設等

P10に定める排水施設の規定のとおりとします。

ただし、指定時に道路形態を確保できない部分については、沿道建築物の建替え等の際に、規定の仕様とすることとします。

#### ウ 舗装

P11に定める舗装の規定のとおりとします。

ただし、指定時に道路形態を確保できない部分については、沿道建築物の建替え等の際に、規定の仕様とすることとします。

### (3) 手続等

拡幅予定型位置指定道路については、通常の位置指定の手続に加えて、必要な手続があります。

#### ア 指定道路整備申出制度について（P 18 参照）

道路の築造を本市にて確認するため、指定後に指定形状が現に確保されていない部分に接した敷地で建築をする場合には、道路の整備に関する申出書の提出が必要です。

#### イ 指定道路境界杭及び指定道路中心鈎の支給制度について

(ア) 拡幅予定型位置指定道路の境界線を明確にするため、指定道路境界杭を、アの申出の際、本市から建築主に対して支給します。また、杭の設置後は設置報告書の提出が必要です（P 18 参照）。

(イ) 拡幅予定型位置指定道路の中心線を明確にするため、指定道路中心鈎を、本市から当該位置指定道路の申請者に対して支給します。位置指定道路の完了確認までに設置してください（P 18 参照）。

指定道路境界杭（アルミ製，真鍮足付，40 mm×40 mm）

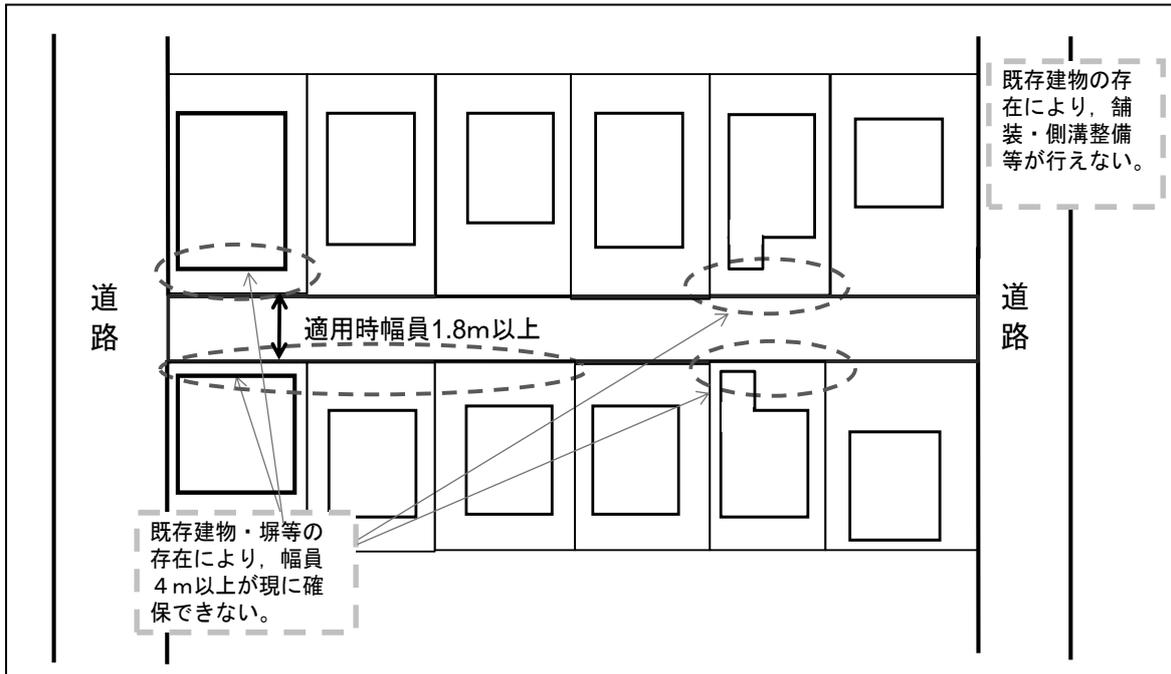


指定道路中心鈎（アルミ製，φ 30 mm）

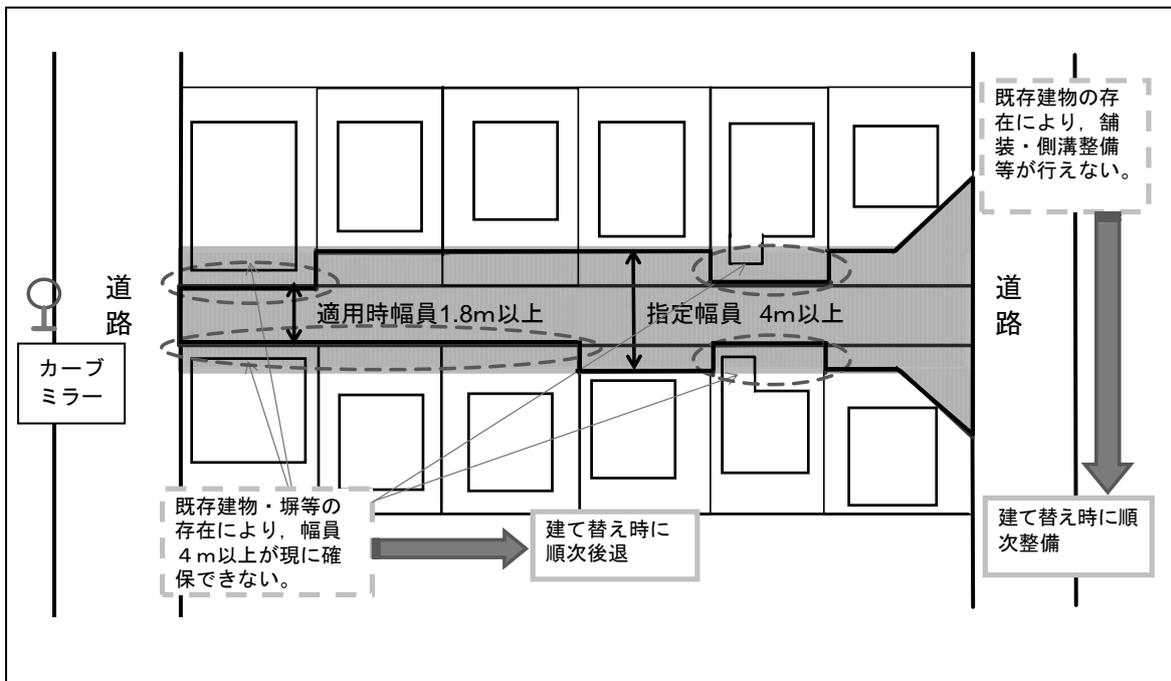


# 拡幅予定型位置指定道路制度のイメージ図

指定前



指定後



 位置指定道路の範囲

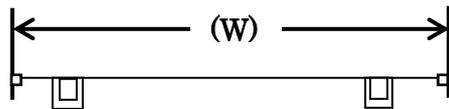
### 3 位置指定の基準等（既存の道を位置指定道路にする場合）

#### （1）対 象

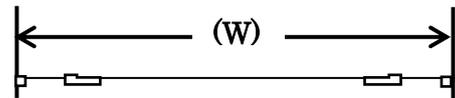
建築基準法施行規則第9条による申請の際、現に存在している道のうち、適用時に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の道が対象となります。

#### （2）幅 員

指定幅員（W）は、4メートル以上とします。



U字型側溝の場合



L字型街渠の場合

指定幅員（W）は、道路空間として確保される範囲とします。既存側溝等も道路幅員に含みます。ただし、通行上支障のない構造であることが必要です。

#### （3）延長・転回広場

ア 通り抜けの道（両端が他の法上の道に接続している道）の全区間について位置の指定を受ける場合

⇒ 延長の制限はありません。転回広場の設置は不要です。

イ 袋路状の道（一端のみが他の法上の道路に接続した道）について位置の指定を受ける場合、又は、通り抜けの道でも一部分（一端は他の法上の道路に接続していることが必要です。）について位置の指定を受ける場合

（ア） 指定幅員6メートル以上の場合

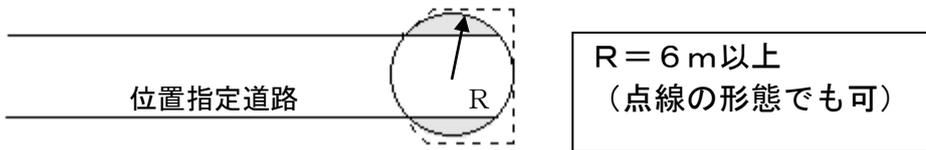
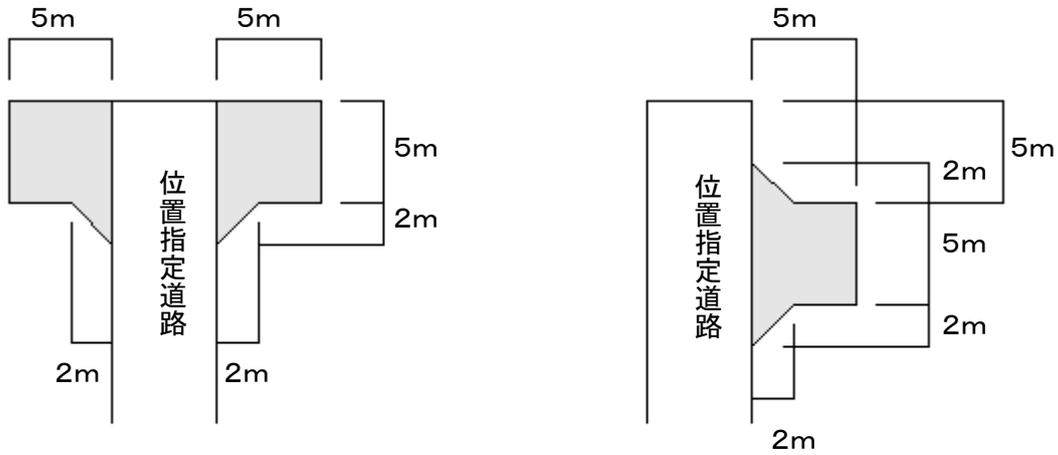
⇒ 延長の制限はありません。転回広場の設置は不要です。

（イ） 指定幅員6メートル未満の場合

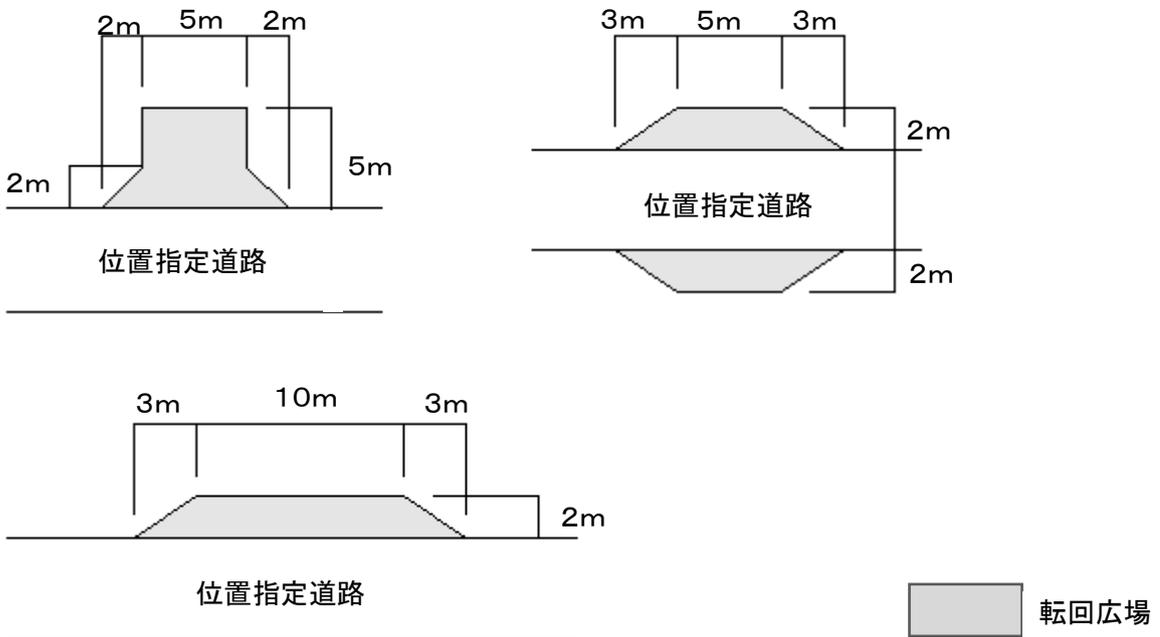
⇒ 延長の制限を70メートル以下とします。

ただし、延長が35メートルを超える場合は、終端及び区間35メートル以内ごとに自動車の転回広場を設置してください（延長の測り方等については、「位置指定道路の手引（新規に道を築造する場合）」P6を御確認ください。）。

① 終端の転回広場



② 中間の転回広場



(4) すみ切り

道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈折する箇所には、位置指定道路の幅員に応じて、規定のすみ切りを設けてください（すみ切りの形状については、「位置指定道路の手引（新規に道を築造する場合の基準）」P 7を御確認ください。）。

ただし、すみ切り部分が建築物等の敷地となっているなど、ただちにすみ切りを設けることができないと認められる場合については、カーブミラーを設置するとともに、周囲の状況によりその他の措置（例：路面標示）を講じ、交通上及び安全上の配慮を行うことで、すみ切りに代えることができます。

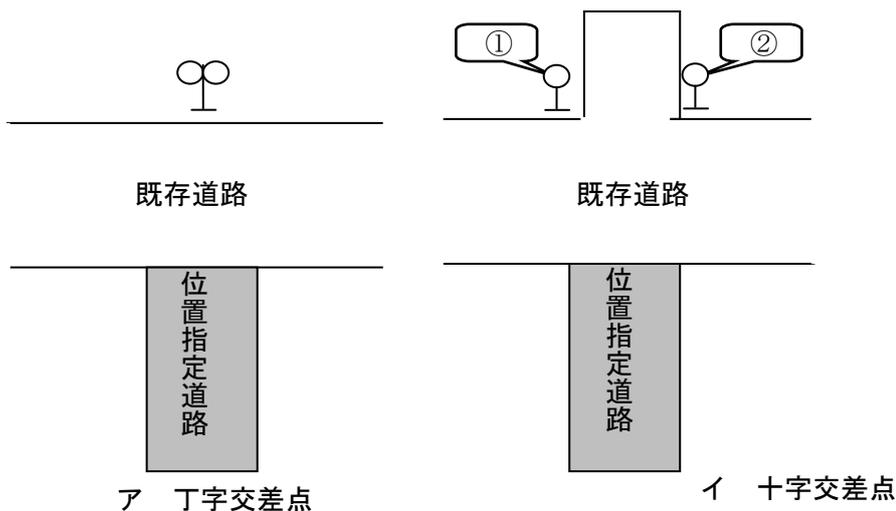
すみ切り部分が拡幅予定の場合、すみ切りを設けるまでの期間、カーブミラーの設置が必要です。

### （交通上及び安全上の配慮の一例）

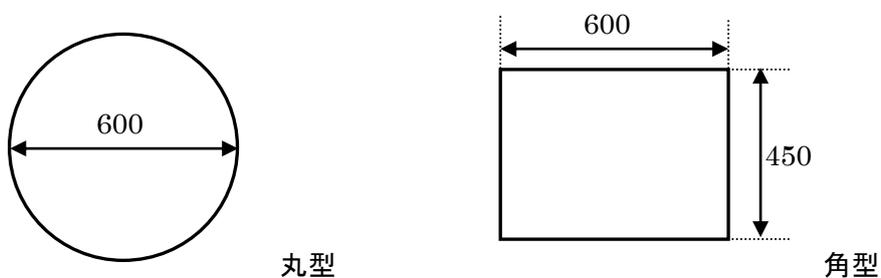
ア カーブミラーの設置（※別途、設置場所の土地所有者等の承諾が必要です。）

（ア） 丁字交差点 位置指定道路の正面で、既存道路の両方向が見やすい安全な場所に設置してください（図1ーア）。

（イ） 十字交差点 交差点の左前方で、既存道路の両方向が見やすい安全な場所に設置する（図1ーイ①）。交差点の左前方にカーブミラーを設置する場所がない場合には、交差点の右前方で、既存道路の両方向が見やすい安全な場所に設置してください（図1ーイ②）。



（図1）カーブミラー設置位置

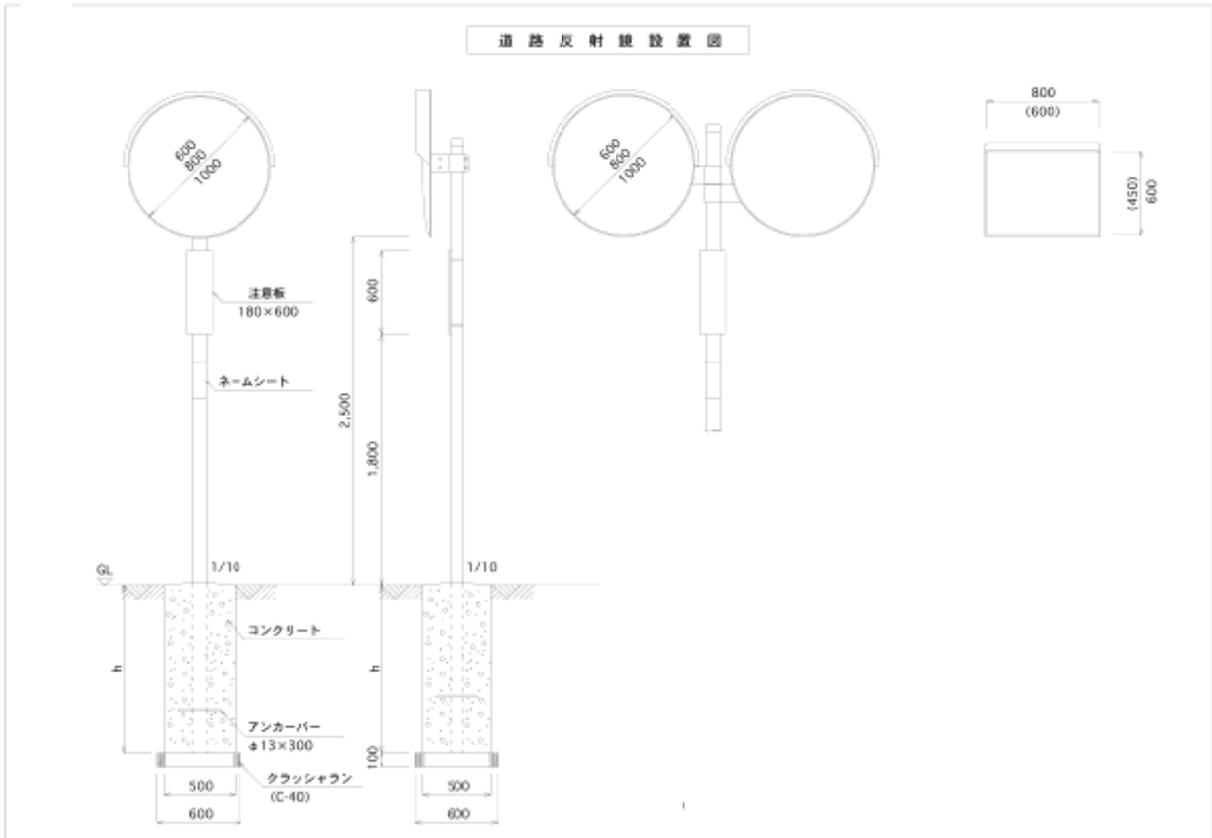


（図2）標準カーブミラー仕様（鏡面）

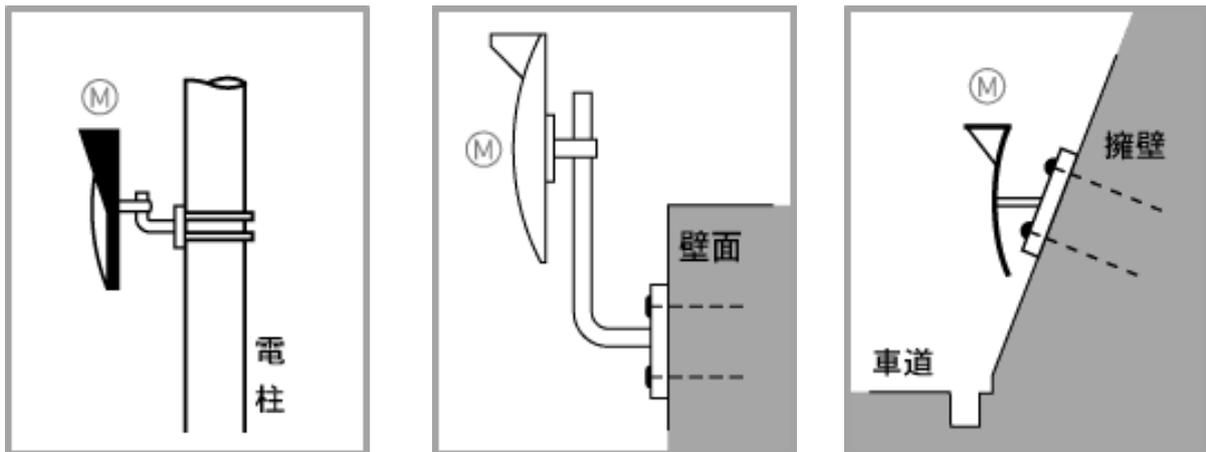
カーブミラーは、安全上支障がないように設置してください。

(設置方法の例)

A 通常の支柱を用いる場合 (例)



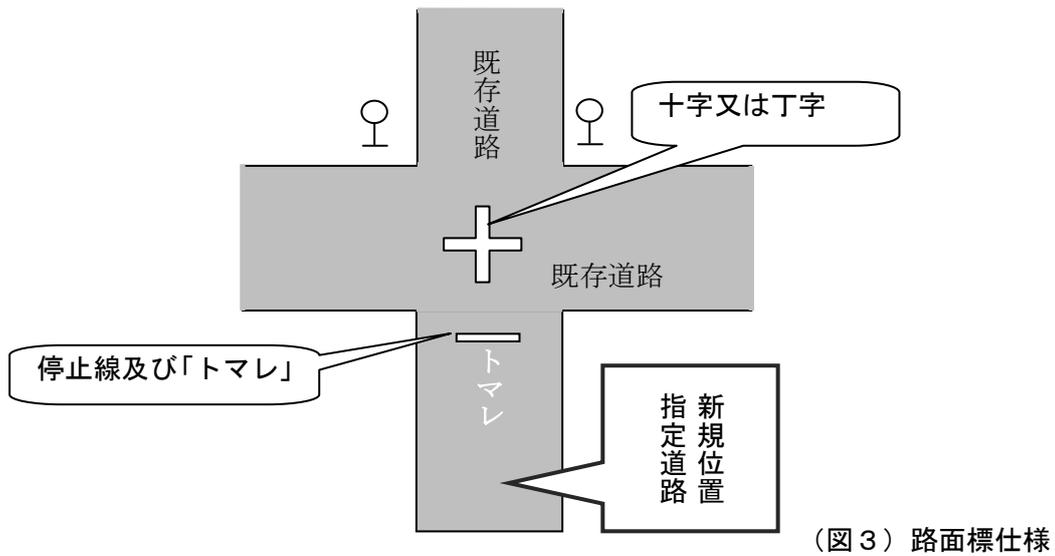
B 既存の構造物等に取り付ける場合 (例)



Ⓜ : カーブミラー

※別途、既設構造物の管理者との協議が必要です。

イ 路面標示（※別途、警察との協議が必要です。）



（図3）路面標仕様

## （5）構 造

### ア 排水施設

位置指定道路の周囲には、道及びそれに接する敷地内の排水に必要な側溝，街渠その他の施設を設けてください（排水施設の形状等については、「位置指定道路の手引（新規に道を築造する場合の基準）」P10を御確認ください。）。

ただし、既存の道を指定する場合で、既に排水施設が存在しており、道路の機能に支障がないと認められるものについては、新たな排水施設の設置は不要です。

道路の機能に支障がないと認められる既存の排水施設の仕様については、以下の表を参考にしてください。

#### （道路の機能に支障がないと認められる排水施設の仕様の例）

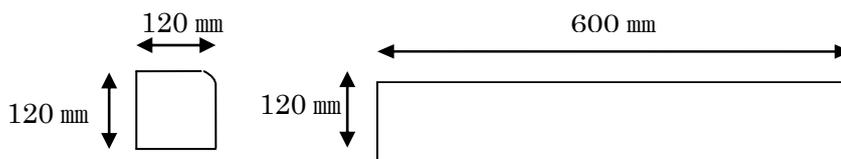
既設側溝あり	U字型側溝	内法 30 cm以上（蓋がかかっており、通行上支障のないもの）	コンクリート製で破損等支障が認められないこと
	L字型街渠	幅 35 cm以上	
	その他排水に支障なく末端を他の排水施設に接続できるもの（確認資料提出）		
既設側溝なし	その他市長が支障ないと認めたもの（例：河川・水路沿いの道等で、河川・水路へ適切に排水が行われており、排水に支障がないと認められるもの）		

道路の機能に支障がないと認められるものについては、横断溝の設置は不要です。ただし、位置指定道路の始端及び終端を縁石等によって明示することが必要です。

### イ 道路の位置の表示

側溝を道路の周囲に設置しない場合は、縁石等で道路の区域を明確に明示する必要があります。

(参考) 縁石 (J I S 推奨仕様)



ウ 舗装

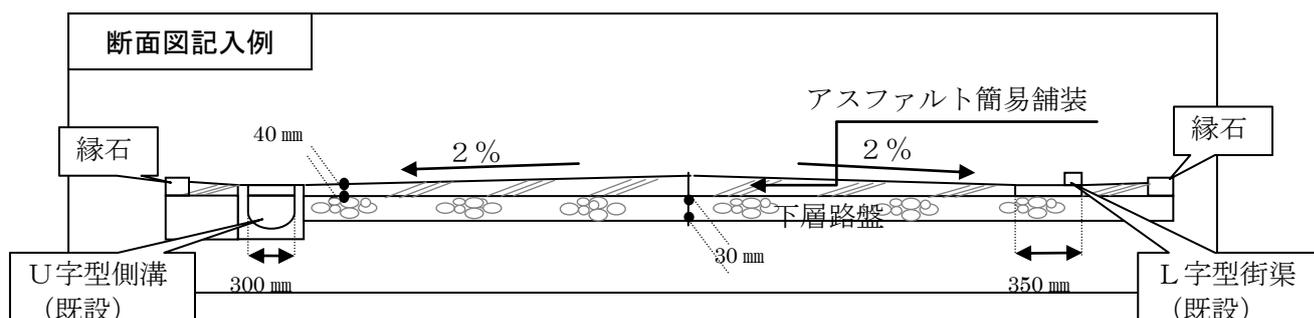
位置指定道路部分は、道路舗装を行ってください。

ただし、既にアスファルト簡易舗装その他これと同等以上の耐久性を有する構造の舗装がなされており、道路の機能に支障がないと認められるものについては、新たに舗装を行わなくてもよいものとします。

舗装に不陸があったり、破損等が見られる場合は、それらの範囲について改修を行ってください。

横断こう配は、排水施設へのこう配とし、2パーセントを標準としています。

(道路の機能に支障がないと認められる舗装及び排水施設の仕様概略図)



(6) こう配・形状

縦断こう配が9パーセントを超える場合は、滑り止め措置を施す必要があります。

(7) 分筆・地目変更

位置指定道路の土地の区画を明確にした地積測量図が必要です。また、位置指定道路部分の地目を「公衆用道路」に変更してください。

ただし、既存の道を指定する場合で、ただちに分筆ができない等の理由により、地籍測量図が作成できないものについては、道路と敷地の境界を座標の標示で明確にできる資料をもって、地籍測量図に代えることができます。その際には、道路に接する土地及び建物所有者に対し、上記図面をもって説明を行ってください。

※ 座標点の測量に当たっては、世界測地系による座標値(平成14年1月10日国土交通省告示第9号に規定する平面直角座標系による座標値をいう。)を利用してください。図面作成に当たっては、測量士、土地家屋調査士等の資格が必要です(資格番号を記入する必要があります。)

## (8) 承諾及び報告等

指定図面の承諾欄には、道路位置指定しようとする土地及びその土地にある建築物又は工作物に係る権利者のうち、不動産登記簿の甲区欄及び乙区欄に記載されている権利者の承諾（位置指定地籍図への実印による押印）が必要です。

これに加えて、既存の道については、道路の適切な維持管理のため、以下のとおり、関係権利者からの位置指定道路の維持管理について承諾を得た旨の報告書を提出してください。

	項目	内 容	対象者
報告書 別紙A	1	位置指定道路の環境を良好に維持管理することについて承諾する	A, B
	2	道路位置指定により新たに生じる建築基準法上の規制について承諾する	
	3	報告書の内容を継承することについて承諾する	
報告書 (カーブ ミラー) 別紙B	1	カーブミラーの設置・維持管理について同意する (指定時にすみ切りを設けない場合)	A, B, C
	2	誓約書の内容を継承することについて承諾する (指定時にすみ切りを設けない場合)	A, B, C

(対象者)

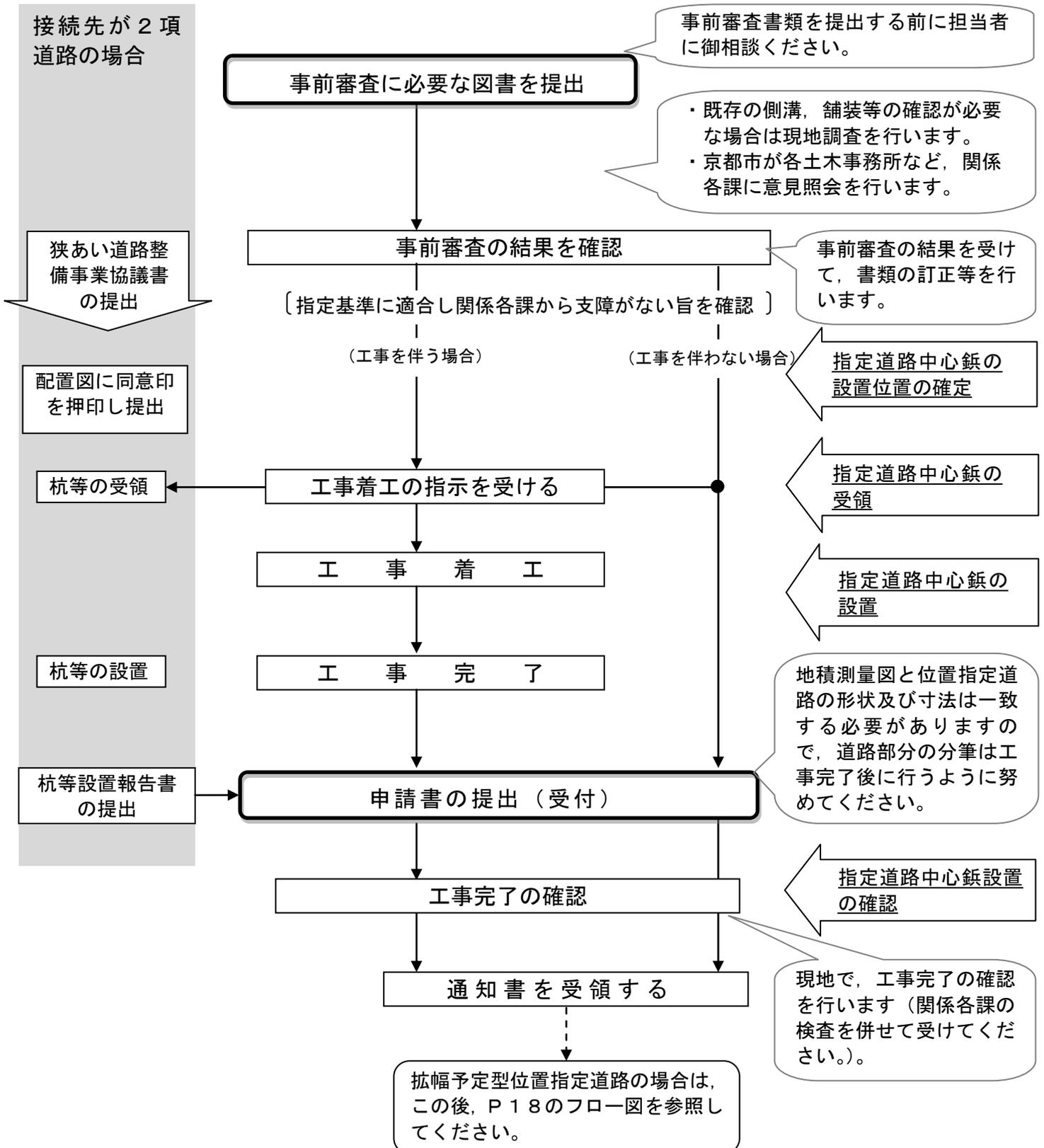
- A 所有者等（指定道路内の土地・建物権利者（甲区・乙区））
- B 隣接地所有者等（指定道路に接する土地・建物権利者（甲区））
- C カーブミラー設置位置の土地・建物権利者（甲区）

この報告書の中で、道路位置指定により法不適合となる建築物の権利者に対しても、建築基準法上の制限について十分な説明を行ってください。

## 4 位置指定道路の申請（既存の道を指定する場合）

### （１）申請の手順

※ 申請の前に、都市計画法による開発許可の要否について、都市計画局都市景観部開発指導課と十分協議を行ってください。



事前審査の際には、「事前相談調書」※に記載のある資料に加えて、以下の資料の添付が必要となります。

※ 事前相談調書は窓口で配布しています。

### ① チェックシート（現況）

現況（拡幅前）について、該当する項目にチェックしてください。

幅員	( ) m	( ) m	( ) m	
延長	( ) m	( ) m	( ) m	
舗装	既存舗装 (構造は図示)	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	改修	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	
	新規	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	
排水施設	既存排水施設	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> U字型側溝 内法 ( mm) <input type="checkbox"/> L字型街渠 幅 ( mm~ mm)		
	改修	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	
	新規	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
すみ切り	既存すみ切り	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無
		( mm × mm) ( mm × mm)		
	確保	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 確保可	<input type="checkbox"/> 確保不可 (理由: )	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 確保可 <input type="checkbox"/> 確保不可 (理由: )
道路明示		<input type="checkbox"/> 明確 ( ) にて明示済		<input type="checkbox"/> 不明確 ( ) にて明示

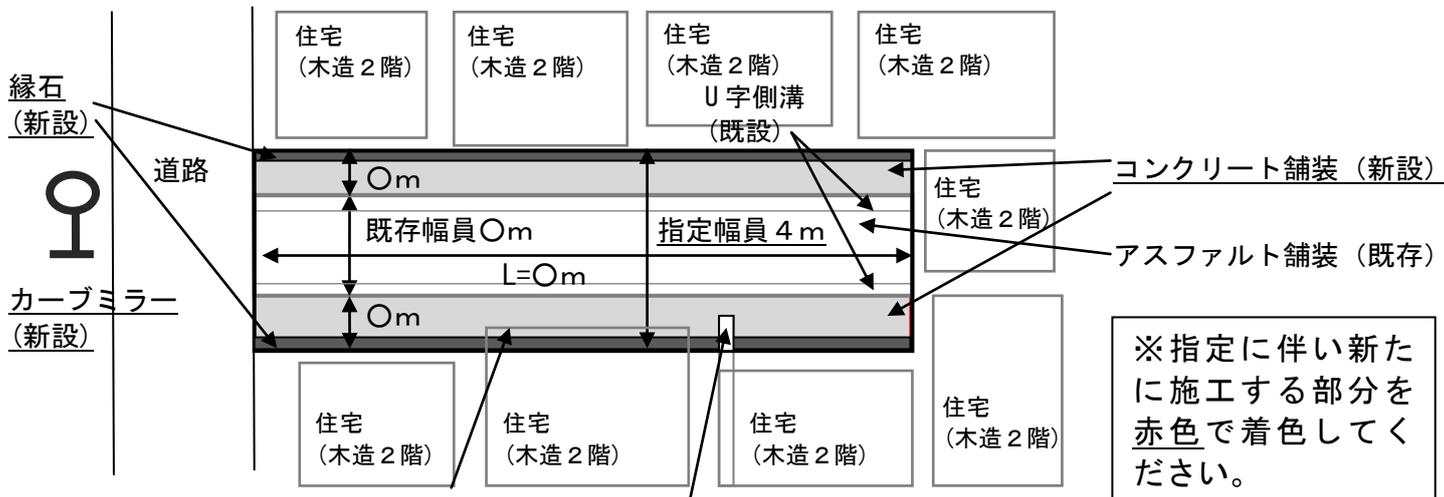
※ チェックシートで表現できないものは、別途、図等で示してください

また、道及びそれに接する敷地内の排水について、既存の排水施設で支障なく排水している場合、又は、現行通行等の利用にあたり、ぬかるみになる等の支障がない場合は、その旨の理由書を提出してください。

### ② 新旧対照図

既存道の幅員、既存側溝の位置、既存舗装、既存の建物位置、周辺状況と指定道路の位置関係が確認できる図面を提出してください。

(延長35メートル未満の袋路状の道の場合の作図例)



### (3) 申請書の提出

申請書の記入方法については、「位置指定道路の手引（新規に道を築造する場合の基準）」P18～19を御確認ください。

#### ア 申請書の添付図書

申請書（正，副）には，下記に掲げる図書を添付してください。

項 目	正	副	概 要 説 明
委 任 状	○	不要	本人以外が申請手続を行う場合に必要です。
印 鑑 証 明 書 (申請者が法人の場合 は代表者事項証明書も 必要です)	○	写	・個人の場合…印鑑証明書と土地全部事項証明書の住所が相違する場合は，住民票・戸籍謄本等が必要です（申請の3ヶ月以内に発行されたもの）。 ・法人の場合…代表者事項証明書と土地全部事項証明書の名称，住所又は所在地が相違する場合は，法人の履歴事項全部証明書等が必要です（申請の3ヶ月以内に発行されたもの）。
公 函	○	写	申請の3ヶ月以内に発行されたもの
土地・建物全部事項証明書	○	写	・申請の3ヶ月以内に発行されたもの ・指定道路内の土地・建物権利者
土地・建物登記事項要約書	○	写	・申請の3ヶ月以内に発行されたもの ・指定道路に接する土地の土地・建物権利者
各 種 許 可 書	写	○	・道路敷一部現状変更承認書 ・水路敷占用許可書 ・宅地造成に関する工事の許可書 ・水路敷一部現状変更承認書 ・風致地区内現状変更許可書 ・農地転用受理通知書等
各 種 承 諾 書	○	写	申請地周辺の状況（利用方法，権利関係，施工上の問題処理等）により，別途必要な場合があります。
官 地 明 示 図	○	写	位置指定道路が官地（認定道路，里道，水路，河川等）に接する場合に添付してください。
申 請 図（原 図）	○	不要	・第2号様式に従って作図してください。 ・原図は封筒（A4判）に入れて，正本の最後に添付してください。
求 積 図	○	○	道路面積，宅地面積，合計面積を求積してください。
地 積 測 量 図	○	写	位置指定道路部分について分筆したものを提出してください（分筆できない場合は，御相談ください）。
カーブミラー設置詳細図	○	○	カーブミラーを設置する場合に必要です。
図 面 袋	○	○	書類の最後に添付してください（指定後，指定図面を入れて交付します）。
工 事 写 真	○	不要	・側溝詳細，舗装詳細 ・工事の完成がわかるもの
報 告 書	○	写	・様式に従って，権利者から承諾を得た報告書を提出してください。 ・カーブミラーを設置する場合は，カーブミラー用の報告書も提出してください。

#### (注意事項)

- 1 「写」とは，原本ではなく，原本の写しをいいます。
- 2 添付図書は，すべてA4判の大きさに統一してください。
- 3 上記の書類以外に，市長が特に必要と認める場合は，別途指示された書類を添付してください。

イ 申請図作成に伴う注意事項

図面の種類	記載事項及び注意事項	状況により追加で求めるもの	縮尺
付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標となる地物（公共建築物）</li> <li>・最寄りの交差点から位置指定道路までの距離（実測）</li> <li>・位置指定道路及び建築予定敷地の区域界</li> </ul>	—	1/2500
公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地周辺も含める</li> <li>・申請する指定道路を点線で記入</li> <li>・町界</li> </ul>	—	原本による
平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置指定道路の形状、幅員、延長、こう配及びすみ切りの寸法</li> <li>・建築予定敷地の境界</li> <li>・土地利用計画図</li> <li>・がけ及び擁壁の位置及び形状</li> <li>・町界、地番界、地番及び官有地の明示</li> <li>・接続する道路の形状、幅員等</li> </ul> <p>（接続先道路が2項道路の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後退杭及び中心線設置位置、後退線明示方法、後退部分舗装法</li> </ul>	<p>（<u>拡幅予定型の場合</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路中心線の設置位置</li> </ul> <p>（分筆行わない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・座標点及び固定物からの距離</li> </ul> <p>（既設側溝を用いる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存側溝の位置及び仕様</li> </ul> <p>（既存の舗装を用いる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存舗装の仕様（アスファルト・コンクリート等）</li> </ul>	1/200
造成計画断面図 又は 道路断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定道路の幅員、側溝及び路面の仕上げ方法</li> <li>・造成地の断面（造成地に著しい高低差がない場合は不要）</li> </ul>	<p>（既存の舗装・側溝を用いる場合で、側溝や舗装の詳細が不明な場合）</p> <p>断面図（断面図記入例参照）</p>	1/50
側溝詳細図	側溝の内り幅、有効深さ、厚さ等の形状等		1/20
舗装詳細図	厚さ及び仕様等		1/20
すみ切り詳細図	すみ切り寸法、排水方向、現場打部分の明示	<p>（すみ切りを確保できない場合）</p> <p>すみ切り予定位置、カーブミラー設置位置、路面標示位置</p>	1/50
（分筆を行わない場合） 道路位置座標表	<p>現地及び座標にて道路の位置を確定するため、座標表及び平面図に座標点を落としたもの（座標点の測量に当たっては、世界測地系の座標値（平成14年1月10日国土交通省告示第9号に規定する平面直角座標系による座標値をいう。）を利用し、京都市基準点の位置も記載してください。また、測量図の作成は、測量士又はそれに準ずるものが行ってください。資格の番号を記入する必要があります。）</p>	—	—
幅員及び延長	幅員ごとに分けて延長を記入	—	—

（注意事項）

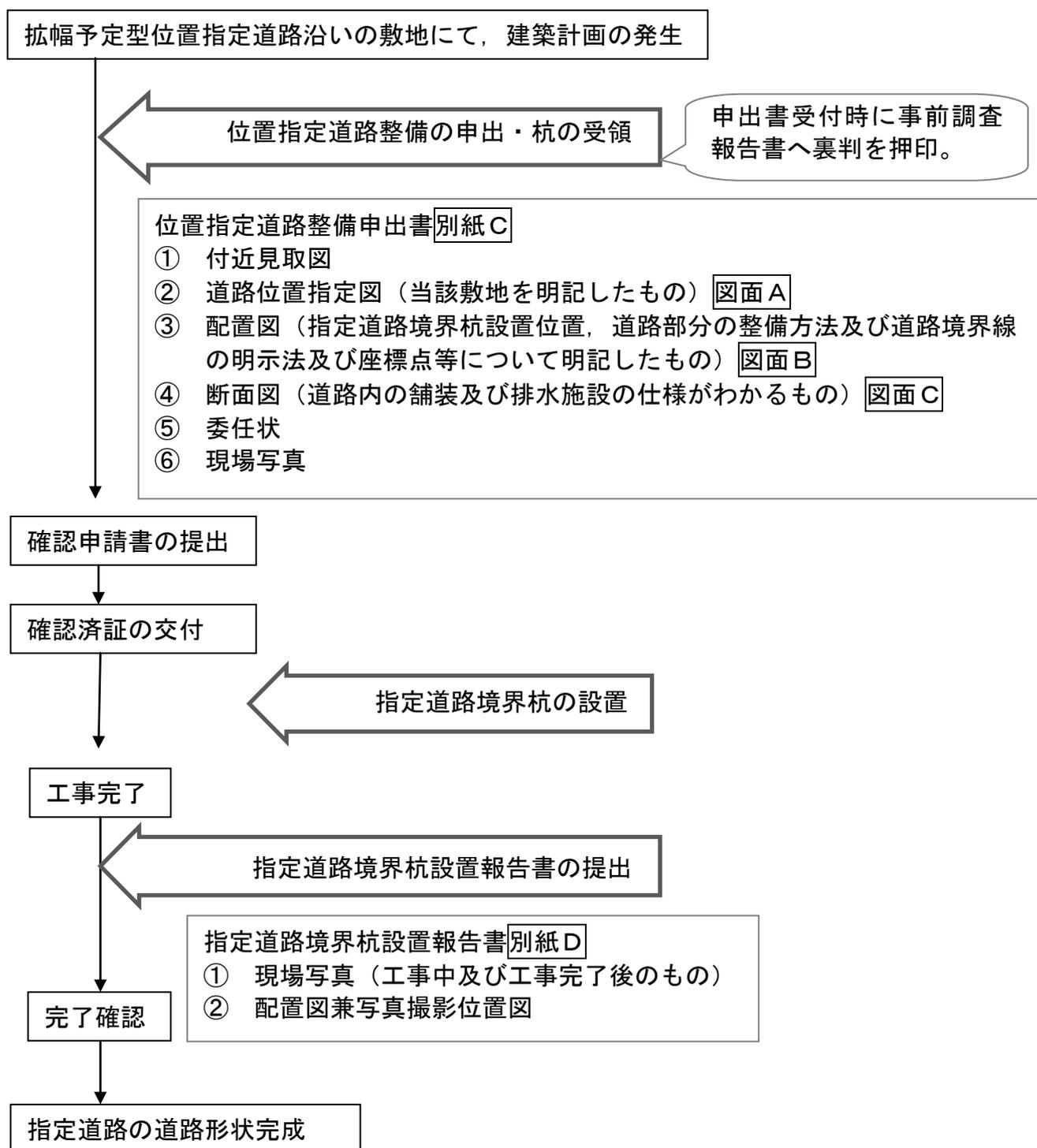
- 1 上記の図面のほか、申請地の状況により、排水施設計画図、がけ、擁壁断面図等を必要とする場合があります。
- 2 方位は、原図に記載されている方位に従ってください。
- 3 京都市告示に規定する側溝又は街渠、舗装を用いる場合は、側溝詳細図及び舗装詳細図の記入は不要です。
- 4 上記の事項で疑問がある場合は、担当者と事前に協議してください。

## ウ 承諾欄の注意事項

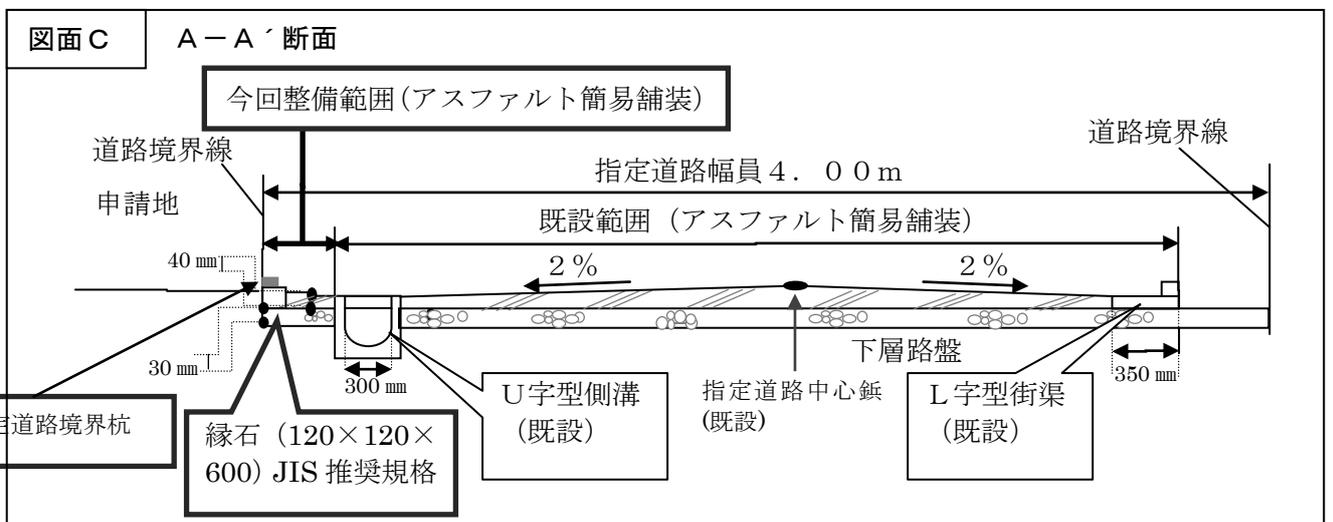
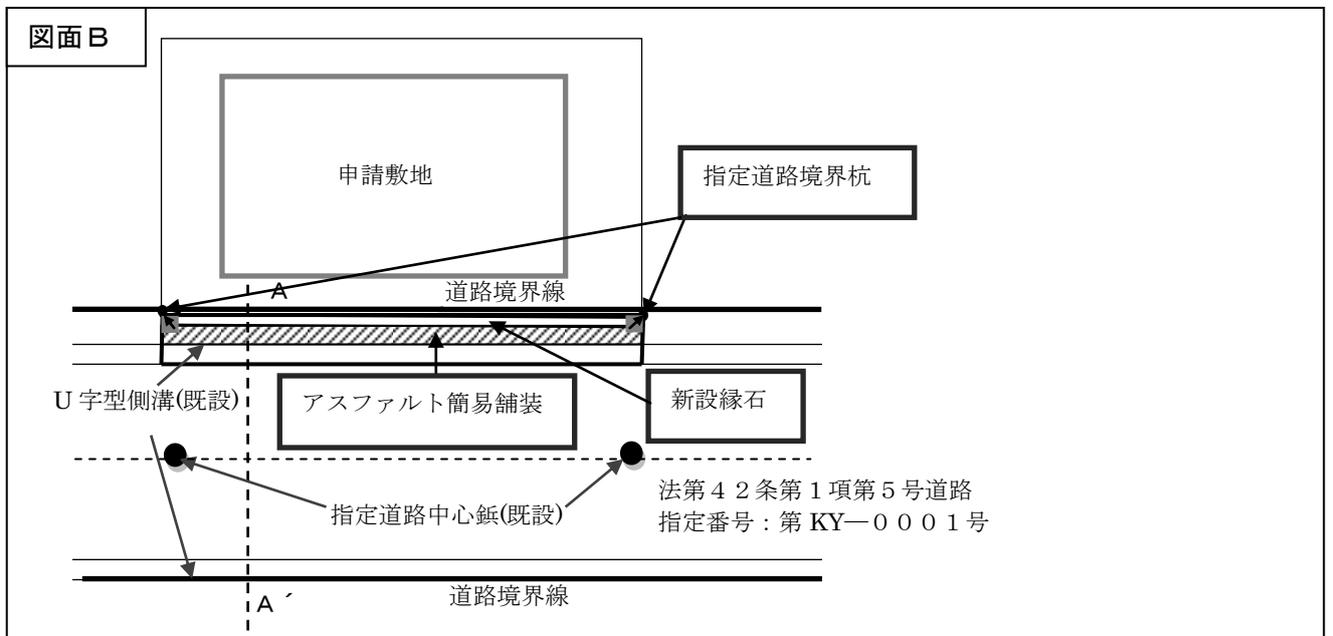
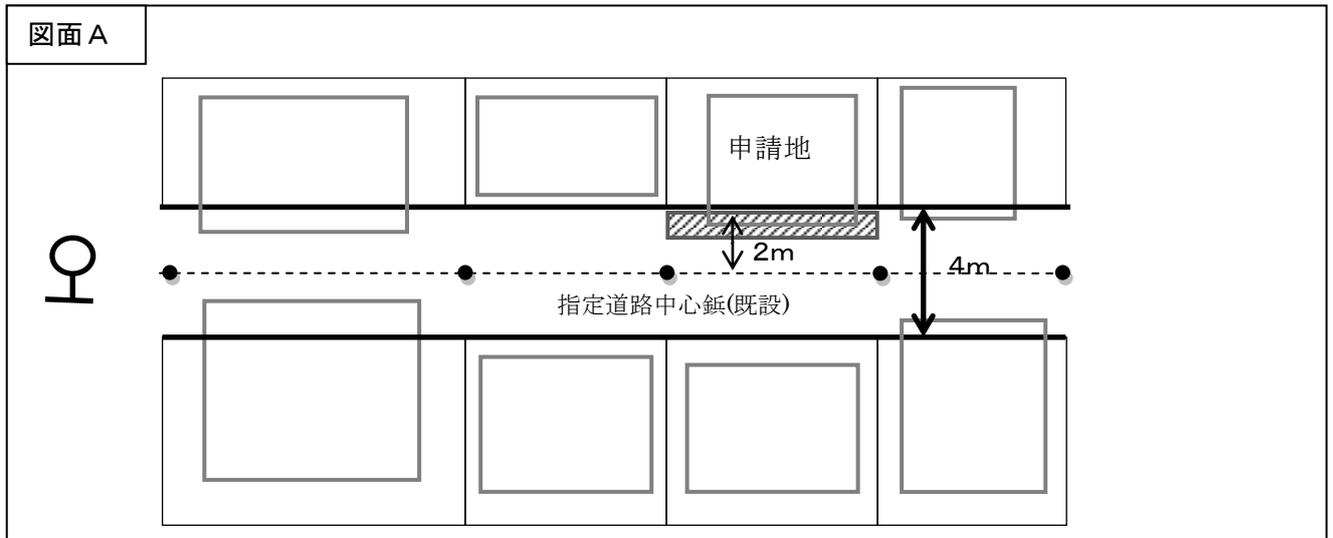
- (ア) 承諾欄には、道路の位置の指定を受けようとする土地とその土地にある建築物又は工作物に係る権利者のうち、不動産登記簿の甲区欄と乙区欄に記載されている権利者の承諾が必要です。
- (イ) 土地全部事項証明書に基づき、地番、地目、権利の種別、権利者の住所（現住所）・氏名をすべて記載してください。
- (ウ) 承諾印は、実印（印鑑証明書添付）を朱肉（スタンプ不可）で、鮮明に押印してください。
- (エ) 権利者が第三者に承諾権限を委任している場合は、当該第三者の印鑑（実印）をもって、承諾印とすることができます。  
ただし、当該委任関係を証する書面（委任状）と、これに押印した印鑑（実印）の印鑑証明書を添付してください。
- (オ) 土地売買の仮契約が締結されている場合は、当該契約の当事者の双方を、承諾を要する権利者として取り扱います。

#### (4) 拡幅予定型位置指定道路に係る申出

拡幅予定型位置指定制度を適用する場合は、未整備部分に接する敷地で建築計画が発生するごとに、位置指定道路の築造と完了の確認の手続きが必要です。具体的な流れは以下のとおりです。



(図面A～図面Cの記入例)



平成 年 月 日

## 報告書

報告者（申請者）

住所

氏名

認印可（朱肉で押印。  
シヤチハタ不可）

印

本件道路位置指定を受けるにあたり、下記のとおり権利者に対して説明を行い、権利者から承諾を得ましたので報告します。

## 記

（対象区分）

- A 所有者等（指定道路内の土地・建物権利者（甲区・乙区））  
B 隣接地所有者等（指定道路に接する土地・建物権利者（甲区））

（承諾事項）

- 道路の状況について、次のとおり確認しています。
  - 当該道は、現在通行等の利用にあたり、ぬかるみになる等の支障がありません。
  - 当該道及びそれに接する敷地内の排水については、既存の排水施設で支障なく排水しています。
- 次のとおり、本件位置指定道路の環境を良好に維持管理します。
  - 道路上に障害物を設置するなど、道路としての利用の妨げになるような行為は行いません。
  - 道路、側溝等の清掃、損傷箇所の補修等を必要に応じて適正に行います。
- 道路位置指定により新たに生じる建築基準法上の規制について理解しています。
- この報告書内容に関する土地又は建物の所有権その他権利を譲渡するときは、新たな権利者に、本報告書に記されている内容を継承します。

・道路の位置 京都市〇〇

認印可（朱肉で押印。  
シヤチハタ不可）

権利者同意欄				
対象区分	対象地番	権利者		印
		住所	氏名（署名）	
<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B				
<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B				
<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B				

平成 年 月 日

## 報告書（カーブミラー）

報告者（申請者）

住所

氏名

認印可（朱肉で押印。  
シヤチハタ不可）

印

本件道路位置指定を行うにあたり、申請書の提出時にすみ切りを設けることができないため、すみ切りを設けるまでの間、下記のとおりカーブミラーを設け維持管理を行うことについて、下記のとおり権利者に対して説明を行い、承諾を得ましたことを報告いたします。

## 記

## （対象区分）

- A 所有者等（指定道路内の土地・建物権利者（甲区・乙区））
- B 隣接地所有者等（指定道路に接する土地・建物権利者（甲区））
- C カーブミラー設置位置の土地・建物権利者（甲区）

## （承諾事項）

- 1 別紙道路の位置の指定地積図に示すようにカーブミラーを設置し、通行上有効に利用できるように維持管理します。
- 2 この報告書内容に関する土地又は建物の所有権その他の権利を譲渡するときは、新たな権利者に、本報告書に記されている内容を継承します。

・道路の位置 京都市〇〇

認印可

権利者同意欄				
対象区分	対象地番	権利者		印
		住所	氏名（署名）	
<input type="checkbox"/> A				
<input type="checkbox"/> B				
<input type="checkbox"/> C				
<input type="checkbox"/> A				
<input type="checkbox"/> B				
<input type="checkbox"/> C				
<input type="checkbox"/> A				
<input type="checkbox"/> B				
<input type="checkbox"/> C				

第3号様式（第9条第1項関係）

正 副

## 位置指定道路整備申出書

平成 年 月 日

(申出先)

京都市長

京都市細街路対策事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、道路境界線の位置、道路部分の整備方法及び道路境界線の明示方法について次のとおり申し出ます。十分に調査しましたので、別添配置図のとおりで間違いありません。

整備する道路 の地名地番	京都市 区	認印可(朱肉で押印。 シャチハタ不可)	
申請者(建築主等)	住所		
	氏名	印	電話
代理人(設計者等)	住所		
	氏名	印	電話
指定番号	第K Y 号		
指定年月日	平成 年 月 日		
整備する道路部分の幅員・延長	幅員 m , 延長 m		
舗装の仕様	(別図による)		
排水施設の仕様	(別図による)		
確認検査機関	<input type="checkbox"/> 京都市 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関( )		

添 付 書 類	①付近見取図	都市計画基本図等(縮尺2500分の1程度)に、敷地の位置を明示
	②道路位置指定図	当該敷地を明記
	③配置図 (縮尺100分の1程度)	以下の項目について正確に記載 (1)位置指定道路の形状及び現況幅員(敷地が接する区間全長について幅員を測り、幅員が変化している場合や折れ点等がある場合は正確に記入) (2)指定道路境界杭の設置予定位置 (3)道路内の舗装の仕様及び敷地と道路との境界を示す明示方法 (4)道路内の排水施設の仕様 (5)道路区域を示す座標点の明記(指定時図面参照)
	④道路断面図 (縮尺50分の1程度)	道路内の舗装及び排水施設の仕様のわかるもの
	⑤委任状	細街路対策事業の手續に関する事務又は業務を委任する旨を明記
	⑥現場写真	対象物件の状況が分かるもの(写真撮影位置図を含む)

(以下は申出書提出後記入)

受付印	杭支給済印	確認済証番号	杭の設置報告
			平成 年 月 日
		受付番号	杭の設置確認
			平成 年 月 日
			検査担当者 ( )

第13号様式（第14条第3項関係）

## 指定道路境界杭設置報告書

平成 年 月 日

(報告先)

京都市長

京都市細街路対策事業実施要綱第14条第3項の規定に基づき、指定道路境界杭の設置を行いましたので次のとおり報告します。

整備した道路 の地名地番	京都市 区	認印可(朱肉で押印。 シャチハタ不可)	
申請者(建築主等)	住所		
	氏名	印	電話
代理人(設計者等)	住所		
	氏名	印	電話
指定番号	第KY 号		
指定年月日	平成 年 月 日		
整備した道路部分の幅員・延長	幅員 m , 延長 m		
舗装の仕様	(別図による)		
排水施設の仕様	(別図による)		
確認済証番号			
届出書の受付番号	第KY 号一		

(添付書類)

- ・指定道路境界杭の設置位置、整備を行った道路部分の舗装及び排水設備の仕様が確認できる現場写真(工事中及び工事完了後のもの)
- ・杭等の位置を記載した配置図兼写真撮影位置図

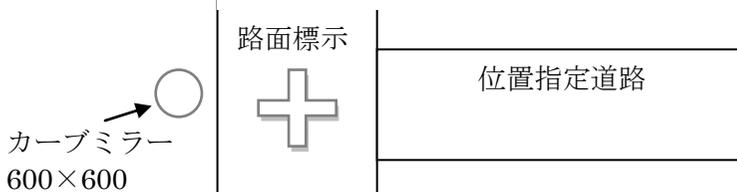
申請図の記入例

位置指定番号	第〇〇号	敷地・地番
位置指定年月日	年 月 日	

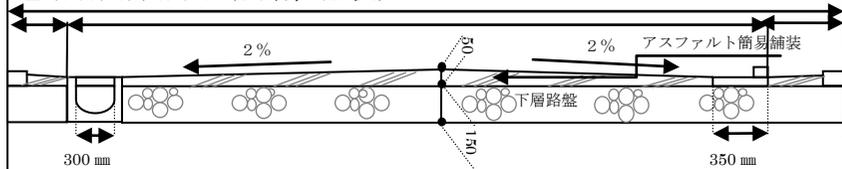
付近見取り図

公図の写し  
(分筆を行わない場合は、申請図内の公図に道路の位置の範囲を明確に記入してください。)

すみ切り詳細図 1 / 50

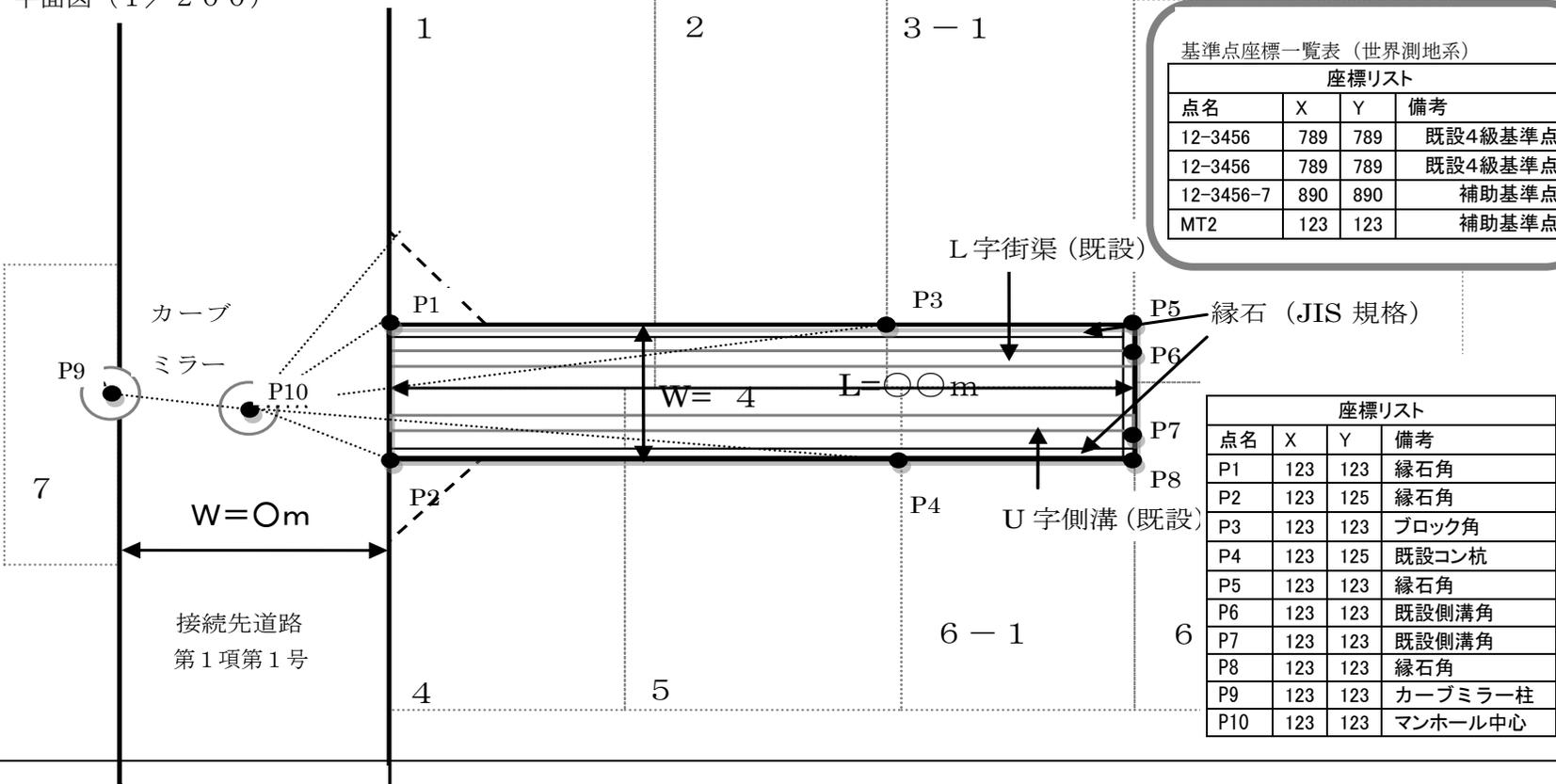


道路断面詳細図 (側溝, 舗装)



承諾等

平面図 (1 / 200)



基準点座標一覧表 (世界測地系)

座標リスト			
点名	X	Y	備考
12-3456	789	789	既設4級基準点
12-3456	789	789	既設4級基準点
12-3456-7	890	890	補助基準点
MT2	123	123	補助基準点

座標リスト			
点名	X	Y	備考
P1	123	123	縁石角
P2	123	125	縁石角
P3	123	123	ブロック角
P4	123	125	既設コン杭
P5	123	123	縁石角
P6	123	123	既設側溝角
P7	123	123	既設側溝角
P8	123	123	縁石角
P9	123	123	カーブミラー柱
P10	123	123	マンホール中心

接続先道路  
第1項第1号